

生徒心得

生徒の人権保障の観点から、社会通念上（一般社会の常識から）必要性・合理性に疑問がある内容を見直すため2019年5月改訂

郡上高校は、歴史の風雪に磨かれた伝統ある学校であり、凌霜を校訓として、校風は郷土の誇りとして長く郡上の風土の中に培われてきた。保護者はもとより、近隣の方や地域全体が本校に対して大きな期待を寄せている。したがって、君たちは郡上高校の生徒であることを自覚して勉学に励み、校風を受け継ぎ、明朗健全な学校をつくるよう心がけねばならない。また、学校が人格形成の場であることを忘れることなく、大いに自主性や向上心、責任感や公共心を身に付けるよう努力することが大切である。そのために、下記の事柄に十分注意して高校時代を過ごすことを期待している。

第1 生徒指導に関する指針

- 1 学校外においては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) 交通ルール・マナーを守り、生命の安全に留意する。
 - (2) 飲酒・喫煙や心身に有害な薬物等の使用はしない。
 - (3) 不健全な飲食店・遊技場（パチンコ店・ゲームセンターなど）への出入りはしない。俗悪な映画や不良雑誌は見ない。
 - (5) 交友関係や男女交際は、健全であるように努める。
 - (6) 友人間の金銭及び物品の貸借は、極力避けるようにする。
- 2 学校内においては、次の事項に留意しなければならない。
 - (1) SHR・授業・集会等は全て5分前集合を心掛ける。SHR、授業等に遅刻した場合は、必ず遅刻届に印をもらって入室する。
 - (2) 自分の所持品には記名をする。貴重品等は担任や担当者に預けるなど、保管には十分注意を払う。
 - (3) 週刊誌や漫画本・遊戯具（トランプやゲームの類）及び菓子類など不必要な物を校内に持ち込まない。携帯電話やスマートフォンは、始業前に電源を切ること。帰りのSHR及び7限授業終了まで校内での利用を禁止する。フィルタリングサービスを利用すること。歩きスマホやゲームは禁止する。
- 3 次の事項は、学校への届けや許可を得なければならない。届け出先は次表のように定める。

事項	届け出先
(1)外出届	HR 担任
(2)異装届	HR 担任→生徒指導部
(3)自転車通学許可願	HR 担任→生徒指導部
(4)運転免許取得許可願	HR 担任→学年主任→生徒指導部
(5)公共物の破損届	HR 担任→生徒指導部→事務部
(6)下宿届	HR 担任→生徒指導部
(7)遺失物・拾得物・盗難届	HR 担任→生徒指導部
(8)アルバイト届	HR 担任→部顧問→生徒指導部
(9)学割の申請	HR 担任→生徒指導部
(10)交通事故及び警察官の補導を受けたときの届	HR 担任→生徒指導部

4 次の事項は、指導又は特別指導の対象とする。

(1) 指導の対象となるもの

- ア 無届けの欠席・欠課・早退・外出
- イ 公共物の破損
- ウ 無断アルバイト

(2) 特別指導の対象になるもの

- ア カンニング及びカンニングに準ずる行為
- イ 飲酒・喫煙・心身に有害な薬物等の乱用・禁止場所への出入り
- ウ 不純異性交遊・不良交友
- エ 無免許運転
- オ その他不良と認められる行為

第2 生徒の服装・頭髪に関する指針

1 本校の制服については、Aタイプ・Bタイプとも指定する。制服の形については、店頭渡しの際の物を基本とする。

2 制服については次のように規定する。(図1参照)

(1) Aタイプに関する規定(すべて学校指定のもの)

ア 上着は紺のブレザーでシングル。センターベンツ。胸ポケットにGマークのエンブレム付き。前に校章入りボタン(大)を2個、左右の袖に校章入りボタン(小)を2個付ける。

丈の長さは、腕を伸ばしたときの握り拳の下端の位置とする。

イ ベスト・セーターは白のニットで、襟回りに紺と青のVラインが入る。ただし、ベストかセーターのいずれかを着用する事。

ウ 長袖カッターシャツは薄青色で胸ポケットにGマークが入る。

エ 半袖オープンシャツも同色同マーク入りとする。

オ ズボンはギンガムチェックでワントック。裾はダブルまたはシングルで、形はストレートとする。ポケットの上部にはイニシャルが入る。

カ ネクタイはエンジに紺と白のストライプとする。

(2) Bタイプに関する規定(すべて学校指定のもの)

ア 上着はブレザーでAタイプに同じ。

イ ベスト・セーターは白のニットで、襟回りに紺とエンジのVラインが入る。ただし、ベストかセーターか、いずれか必ず選ぶこと。

ウ ブラウスはAタイプのカッターシャツと同色で、長袖の立ち襟ブラウス、胸にGマーク入りとする。

エ 半袖オープンシャツも同色同マークとする。

オ スカートはギンガムチェックで、プリーツ数は前後とも左右に3つずつ。長さは膝蓋骨の真ん中とし、上部にイニシャル、下部にGマークが入る。

カ ズボンはギンガムチェックでノータック。裾はダブルまたはシングルで、形はストレートとする。ポケットの上部にはイニシャルが入る。

キ リボンはAタイプのネクタイと同じ模様とする。

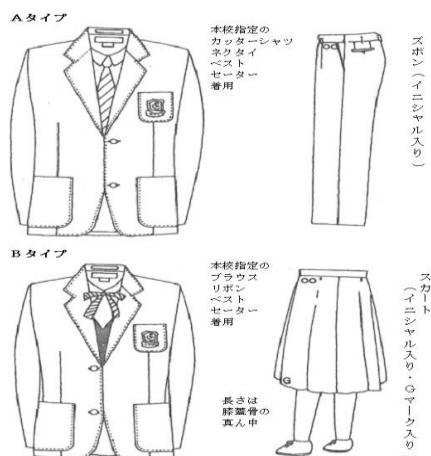
3 制服の着用は、次のように規定する。

(1) 正装はブレザー、ベスト又はセーター、カッターシャツ(ブラウス)、ネクタイ(リボン)とする。ただし、通常は寒暖に応じてベスト又はセーターを脱いで登校してもよい。

(2) 入学式、卒業式、創立記念日式典、始業式、終業式などは正装とする。前後期入れ替えの、

気候を考慮し、別に指示する。

- (3) 夏季はカッターシャツ(ブラウス)を着用し、ネクタイ・リボンはしない。ただし、寒暖に応じて長袖のカッターシャツを着用してもよい。
- (4) 衣替えの準備期間については別に指示する。



4 上履き用スリッパについては、次のように規定する。

- (1) 学年別の既定のものを使用し、氏名を記入する。

5 靴下については、次のように規定する。

- (1) 白・黒・紺の無地のもの(ワンポイント可)とする。また、ストッキングは紺・黒・ベージュの無地のものとする。

6 靴・鞆等については、次のように規定する。

- (1) 通学用靴は華美でなく、通学にふさわしいものとする。(スリッパやサンダルは不可)
- (2) 鞆については学用品を入れるのにふさわしいものとする。(紙袋や口の閉まらないものは不可)

7 頭髪については、次のように規定する。

- (1) 頭髪は、見苦しくなく清潔で、流行を追わない端正な髪型であること。
- (2) 頭髪の長さについては、以下のとおりとする。
男子：目、耳、襟足にかからないこと
女子：目にかからないこと
- (3) パーマ、染色・脱色・エクステンション(付け毛)等は禁止する。
- (4) 髪を結ぶリボンやゴムは派手でないものとする。シュシュは禁止とする。

第3 自転車通学に関する指針

1 自転車通学の許可条件は、次のとおりとする。

- (1) 部活動等で自転車が必要と認めたもの。
- (2) 次のものが装備された自転車であること。TSマーク、前照灯、尾灯、前部反射鏡、前後車輪反射鏡、錠(ワイヤー錠等、強固なもの)
- (4) ハンドルは異型ではなく安全性の高いもの。

- (5) 学校指定の許可証を尾灯付近に張り付ける。
- (6) 所定の自転車置き場に置く。
- 2 自転車通学者は下記の事項を守らなければならない。
 - (1) 左側一列で通行する。
 - (2) 二人乗りはしない。
 - (3) 雨天時はレインコートを使用し、傘さし運転はしない。
 - (4) 夕暮れ以降は前照灯をつける。
 - (5) 自転車走行中は、スマートフォンを使用しない。
 - (6) 施錠する。
 - (7) イヤホンを装着して走行しない。
- 3 自転車通学の許可手順は次のとおりとする。
 - (1) 「自転車通学許可願」を提出する。
 - (2) 業者に整備点検を受け、「TSマーク」を貼ってもらう。
 - (3) 必要なもの(許可条件のもの)を取りそろえ、学校の点検・許可を受けステッカーを貼る。

第4 アルバイトに関する指針

- 1 アルバイトを希望する者は、保護者の責任の下に、学級担任と部顧問とよく話し合う。その後、所定の用紙(届)に必要事項を記入し、生徒指導部の係に提出する。
- 2 アルバイト届は、随時受け付けるが、指定された期日までに提出する。
- 3 下記に該当することを確認する。
 - (1) 危険性がなく、雇用者の管理・指導が行き届いている職場である。
 - (2) 長期間・長時間の労働ではない。
 - (3) 本人の学習活動、活等に支障がない。
 - (4) 過重な労働ではない。
 - (5) 午後6時以降にならない。
 - (6) 自宅から通勤をすることができる。
 - (7) 高校生立入禁止の店、酒に関わる店ではない。
 - (8) 1年生前期ではない。
- 4 実施できる期間は、次のとおりとする。
 - (1) 長期休暇期間中は、その休曜日数の1/2以内を目安とする。
 - (2) 土曜・日曜のみとする。
 - (3) 定期考査期間中とその1週間前からは行わない。

付則

平成24年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年2月5日一部改正

令和元年5月31日一部改正